

令和七年

# 決算特別委員会会議録

## 第二号

(総務部 (男女共同参画局を除く)・  
危機管理防災局)

### 鹿児島県議会

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月七日 (火曜日)

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名

なし

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

総務部	虫明 徹 部長
	玉利 浩二 次長
	水溜 義仁 秘書課長
	又木 寿文 人事課長
	松田 祐介 行政経営推進室長
	山崎 宗範 広報課長
	鶴田 史貴 学事法制課長
	富宿 伊公代 法制・審査監
	安本 康浩 市町村課長
	陸川 諭 財政課長
	上門 正和 財産活用対策室長
	有村 智子 税務課長
志茂 伸俊	総務事務センター長

危機管理防災局 善福 優子 厚生監  
向井 一幸 総括危機管理防災監兼危機管理防災局長

富吉 宏治 次長

山本 秀則 危機管理課長

久野 聡 災害対策課長

岩元 慎二 参事兼原子力安全対策課長

坂元 克行 原子力安全対策監

西 亮吉 消防保安課長

議事事務局 加松 和将 主幹兼委員会第一係長

片野田 真知子 委員会第三係長

## 六、会議に付した事件

### (一) 議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め

る件

## 七、審査経過

午後十二時五十八分再開

○永井委員長 再開いたします。ただいまから、総務部及び危機管理防災局の審査を行います。

初めに、総務部長の総括説明を求めます。

○虫明総務部長 それでは総務部関係の令和六年度の主要施策のうち、主な事業につきまして御説明申し上げます。

総務部の四ページをお願いいたします。

二、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現の(一)子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり①教育費負担の軽減でございます。

(一) 私立高等学校入学金・授業料補助につきましては、私立高校生のうち、経済的理由により就学が困難な者について、当該世帯の経済的負担の軽減を図るため、学校法人が行った入学金及び授業料の軽減措置に対して補助を行ったところでございます。

続きまして六ページをお開きください。

四、地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興の(一)子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり、①信頼され地域とともにある学校づくりでございます。

(一) 私立学校運営費補助につきましては、私立学校の教育条件の維持向上や学校経営の健全化などを促進するため、私立学校の経常的経費に対して助成を行ったところでございます。

続きまして八ページをお開きください。

(二) 鹿児島島の発展を牽引する人材の育成の①次世代をリードする人材の育成でございます。

(二) 県立短期大学管理運営事務につきましては、さらに魅力ある県立短期大学づくりに向け、有識者で構成する検討委員会において、時代の要請に対応した教育内容の充実などについての提言が取りまとめられたところでございます。

続きまして九ページをお開きください。

②生涯学習環境の充実でございます。

(一) 教育研究調査推進事業につきましては、地域の人材育成拠点として、大学の研究調査成果を地域に公開し、地域住民の生活文化の向上、産業の発展につなげるため、県立短期大学公開講座等を開催したところでございます。

続きまして十ページをお開きください。

十一、観光の稼ぐ力の向上の(一)国内外における戦略的なPRの展開、①多彩な魅力を活用したPRの展開でございます。

(一) 薩摩大使委嘱活用事業につきましては、本県のイメージアップに貢献できる方を、薩摩大使として委嘱し、本県の観光や特産品の県外への紹介、宣伝等を行っていたところでございます。

続きまして十一ページを御覧ください。

十三、多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出の（一）、若年者等の県内就職促進、①若年者等の県内就職促進でございます。

（二）私立専修学校人材育成・県内定着促進事業につきましては、専修学校における実践的な人材育成や県内定着への取組を促進するため、職業実践専門課程の認定校に対して補助を行ったところでございます。

続きまして十二ページを御覧ください。

十五、持続可能な行財政運営の（一）持続可能な行財政構造の構築、①社会経済情勢の変化等に対応できる持続可能な組織体制づくりでございます。

（一）人財育成推進事業につきましては、令和六年三月に策定した鹿児島県職員人財育成ビジョンに掲げる目指すべき人財像等について理解を深め、実践につなげていくことを目指しているところでございます。

次に、十五ページの②、持続可能な財政構造の構築でございます。

（一）公文書管理委員会運営事業につきましては、公文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存・利用等を推進するため、公文書管理委員会を運営し、公文書の廃棄に係る意見聴取を実施するとともに、公文書館の設置に向け、必要な機能等に関する意見聴取を行ったところでございます。

次に、十六ページの（二）かごしま応援寄付金及び企業版ふるさと納税の募集活動の推進につきましては、県外在住の本県出身者や本県にゆかりのある企業を対象に、寄付金の募集活動を行い、かごしま応援寄付金として六百七十件、寄付額二千九百九十七万円、企業版ふるさと納税として二十五件、寄付額三億四千六百二十九万八千円の寄付をいただいたところでございます。

次に、十七ページの（三）滞納整理対策事業につきましては、計画的かつ厳正な滞納整理を行うこととし、特に収入未済額の約八割を占める個人県民税と自動車税種別割の徴収対策を重点的に実施いたしました。県税全体の収入未済額は、これまで最も多かった平成二十年度の四十九億五千九百万円の七二・七％減となる十三億五千六百万円となったところでございます。

次に、十八ページの（四）県税賦課徴収事業につきましては、自動車税種別割、個人事業税及び不動産取得税のコンビニ納付やスマホ決済並びに自動車税種別割のクレジット納付の利用を促進するとともに、徴収体制の強化等に努めたこと

により、自動車税種別割の収入未済額は、最も多かった昭和六十年の十五億五千九百万円と比較し、九四・一％減の九千二百万円まで縮減したところでございます。

次に、二十ページの③積極的な広報・広聴の取組でございます。

（一）広聴事務、知事とのふれあい対話につきましては、県民の県政に対する意見要望等を把握し、施策に反映させるため、表にございます、大島地域や大隅地域など三会場において、テーマを設定の上、地域の現状や課題、振興策等について、地域住民の方々と率直な意見交換を行ったところでございます。

次に、（二）広報活動、各種広報媒体を通じた県政情報等の広報につきましては、県の主要施策や当面する課題等について、県民への周知を図るため、広報誌、県政かわら版やテレビ・ラジオ番組、インターネット等の各種媒体を活用して広報を行ったところでございます。

続きまして二十三ページをお開きください。

（二）市町村との連携等の推進の①広域連携等の一層の推進でございます。

（一）市町村振興資金貸付事業につきましては、市町村の振興と財政の円滑な運営に資するため、市町村が実施する各種公共施設等の整備に必要な資金の貸し付けを行ったところでございます。

以上で、総務部関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、危機管理防災局長の総括説明を求めます。

○向井危機管理防災局 危機管理防災局関係の令和六年度の主要施策の成果につきまして、御説明申し上げます。

三ページをお願いいたします。

六、安心・安全な県民生活の実現の（一）強靱な県土づくりと、危機管理体制の強化、①自助・共助・公助による地域防災力の強化でございます。

（一）住民による避難力強化支援事業につきましては、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が行う地区防災計画の作成などを支援したところでございます。

四ページをお願いいたします。

②防災・減災対策の推進でございます。（一）防災行政推進事業のうち、（二）、

施策の実施状況、アウトプットのA、自主防災組織の育成・強化につきましては、自主防災組織の育成・強化を図るため、地域防災リーダー養成講座などを開催したところでございます。

五ページ中ほどの参考の表の通り、自主防災組織率は、本年四月一日現在で九二・五％となっております。イ、防災訓練の実施につきましては、防災関係機関相互の緊密な連携や住民の防災意識の高揚などを図るため、(ア) 県総合防災訓練や次の六ページに記載してございます(イ) 桜島火山爆発総合防災訓練、(ウ) 離島防災訓練を実施したところでございます。

八ページをお願いいたします。

(二) 鹿児島県地域防災計画策定事業につきましては、国の防災基本計画の見直しなどを踏まえ、孤立化の発生などを見据えた物資輸送手段の確保や道路啓開体制の整備、避難所における段ボールベッドなどの早期設置や専門家派遣による福祉的な支援の充実・強化、応援職員の業務引き継ぎの円滑化などの修正を行ったところでございます。

九ページをお願いいたします。

③ 大規模災害等への即応力の強化等でございます。

(一) 備蓄費につきましては、災害救助法に基づき、救助に必要な費用の財源として、災害救助基金を積み立てるとともに、災害用備蓄物資を購入したところでございます。

十ページをお願いいたします。

(二) 災害救助費につきましては、災害救助法の適用を受けた令和六年台風第十号、令和六年十一月八日からの大雨、令和六年能登半島地震に係る、災害救助費の交付を行ったところでございます。

十一ページをお願いいたします。

④ 原子力防災対策の充実・強化でございます。

(一) 原子力防災対策事業につきましては、ア、県地域防災計画・原子力災害対策編の見直し、イ、原子力防災訓練の実施、十二ページのウ、原子力防災活動資機材の整備などにより、原子力防災対策の充実、強化を図ったところでございます。

十三ページをお願いいたします。

中ほどの(二) 環境放射線監視測定事業につきましては、川内原発周辺地域の住民の安全確保及び環境の保全を図るため、空間放射線量などを常時監視したところでございます。

十四ページをお願いいたします。

(三) 放射能測定委託調査事業につきましては、雨水や土壌などの環境試料の放射能などを調査したところでございます。

(四) 原子力発電広報・調査等事業につきましては、広報紙「原子力だよりかごしま」の作成配布などを行い、原子力発電などに関する、情報の提供や知識の普及啓発を図ったところでございます。

(五) 原子力発電所緊急時安全対策事業につきましては、川内原発の緊急時における連絡を確保するため、通信連絡設備の定期的な点検を実施するなど、維持管理を行ったところでございます。

十五ページをお願いいたします。

(六) 原子力安全・避難計画等防災専門委員会運営事業につきましては、専門委員会を二回開催し、原子力発電所に関する諸課題について技術的・専門的見地から意見・助言をいただいたところでございます。

十七ページをお願いいたします。

⑤ 様々な危機事象への適切な対応でございます。

(一) 国民保護法制関連事業につきましては、国民保護法及び県国民保護計画などに基づき、国との共同により、実動・図上訓練を実施し、武力攻撃事態などが発生した場合の沖永良部島における島外避難などについて、関係機関との連携強化などを図ったところでございます。

十八ページをお願いいたします。

中ほど(二) 救急業務推進事業につきましては、県救急業務高度化協議会において、救急救命士の認定・登録のほか、救急救命士に対する指示体制や救急隊員に対する指導・助言体制の充実などを図ったところでございます。

十九ページをお願いいたします。

(三) 離島急患搬送事業につきましては、自衛隊などに対して急患搬送の要請

を行い、令和六年度は計七十六件の搬送が実施されたところでございます。

(四) 消防団員等育成指導事業でございます。

二十ページのウ、鹿児島県消防団P R推進事業につきましては、企業向けの消防団P R動画などを制作し、消防団活動の理解促進を図るため、様々な広報媒体による情報発信を行ったところでございます。

(五) 消防・防災ヘリコプター管理運営事業につきましては、令和六年度は山岳などでの救助活動など、七十件の緊急運航を行ったところでございます。

(六) 消防学校運営事業につきましては、令和六年度は八百八十名の消防職員及び消防団員に対する教育訓練を実施したほか、訓練用資機材の整備を行ったところでございます。

以上で、危機管理防災局関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 続いて、関係課長の説明を求めます。まず、人事課長の説明を求めます。

○又木人事課長 総務部関係につきまして、御説明申し上げます。

表紙に「審査説明資料 総務部」と記載している資料をご覧ください。

人事課関係の決算につきまして、御説明申し上げます。

資料の五ページを御覧ください。まず、歳入でございます。雑入は、鹿児島県市町村振興協会などの法人や、県内市町村、県外の被災地自治体など、本県職員を派遣している団体からの職員給与に係る負担金、助成金の受け入れなどがございます。

続きまして歳出でございます。資料は六ページを御覧ください。

第一目、一般管理費の職員給与関係費は、広報課等の一部の課を除きます総務部各課職員の給与関係費でございます。

次に、第二目、人事管理費でございます。まず、一つ目の職員管理事業は、職員の退職手当、赴任旅費等に要した経費でございます。二つ目の行政管理事業は、行政考査等の行政事務の管理・改善の推進等に要した経費でございます。三つ目のきらめき職員・職場づくり事業は、職員研修や自治大学校、民間企業等への派遣研修等に要した経費でございます。四つ目の県職員人財育成プロジェクトは、管理職マネジメント力向上研修や地域コミュニティ研修等の職員研修等に要し

た経費でございます。

次に、第十一目、地域振興局費の地域振興局等運営事業は、地域振興局・支庁の運営及び活動に要した経費でございます。

なお、歳出における不用額は、すべて執行残でございます。

以上で、人事課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、秘書課長の説明を求めます。

○水溜秘書課長 秘書課関係につきまして、御説明申し上げます。資料は九ページをお開きください。

歳出でございます。第一目、一般管理費の秘書関係事務は、秘書・栄典事務に要した経費でございます。

なお、不用額につきましては、旅費等の執行残でございます。

以上で、秘書課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、広報課長の説明を求めます。

○山崎広報課長 広報課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料は十二ページをお開きください。

まず、歳入ですが、財産収入の利子及び配当金は、県が出資しております地元民間放送局の株式配当金でございます。

次の諸収入の広報事務受託事業収入は、公益社団法人日本広報協会からの業務委託費でございます。

次の雑入は広報誌グラフかごしまの広告掲載料などでございます。

次に、十三ページをお開きください。歳出でございます。

まず、第一目、一般管理費の職員給与関係費は、職員の給与等に要した経費でございます。

次に、第三目、広報費でございますが、まず、広聴推進事業は、知事とのふれあい対話の開催や知事へのたより等の広聴活動に要した経費でございます。

一つ飛びまして、主要媒体広報事業は、県政かわら版等の広報紙や新聞、テレビ、インターネット等による広報活動に要した経費でございます。

次に、七款、商工費の第二目、中小企業振興費の薩摩大使委嘱活用事業は、薩摩大使の活用及びP R活動の支援等に要した経費でございます。

なお、歳出における不用額はすべて執行残でございます。

次に、十四ページをお開きください。公有財産でございます。

まず、無体財産権につきましては、中国において登録した県章及び県シンボルマークの商標権でございます。

次の有価証券と出資による権利は、地元民間放送局等に対する出資金等でございます。いずれの財産も年度中の増減はございません。

以上で、広報課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、学事法制課長の説明を求めます。

○鶴田学事法制課長 学事法制課関係につきまして、御説明申し上げます。十七ページをお願いいたします。

一の歳入でございます。第八款、使用料及び手数料は、県立短期大学の授業料、入学科等でございます。

第九款、国庫支出金は、高等学校等就学支援金等に係る交付金、私立の小・中・高等学校への助成及び不活動宗教法人対策推進事業に対する国庫補助金等でございます。

第十一款、寄附金は、県立短期大学における学術及び教育研究の奨励、充実・強化のために受け入れた寄附金でございます。

十八ページをお願いいたします。歳出でございます。

第四目、文書費は、文書収発の集中管理、行政不服審査、県政情報センターの管理運営などに要した経費でございます。

第八項、大学費の魅力ある短大づくり事業費は、県立短期大学の教育研究機器整備、施設整備などに要した経費でございます。

十九ページをお願いいたします。

第九項、私学振興費の私立学校助成事業は、私立学校の振興を図るために学校法人等に対して交付した補助金等でございます。

なお、歳出に係る不用額はすべて執行残でございます。

二十ページをお願いいたします。

公有財産関係の行政財産は、県立短期大学の敷地や校舎等で年度中の増減はございません。

以上で、学事法制課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、市町村課長の説明を求めます。

○安本市町村課長 市町村課関係につきまして、御説明申し上げます。資料は二十三ページでございます。

初めに歳入でございます。使用料及び手数料のうち、選挙手数料は、政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの交付に係る手数料でございます。

国庫支出金の四、選挙費委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る委託金等でございます。

続きまして、諸収入の一、総務貸付金元利収入は、市町村振興資金貸付金に係る元利償還金でございます。

次の雑入は、地方公共団体金融機構からの委託調査手数料、県知事選挙供託金等でございます。

次の市町村たばこ税県交付金は、天城町のたばこ税額が課税定額を超えたため、超える額が交付金として県に交付されたものでございます。

二十四ページをお願いいたします。歳出でございます。

第一目、市町村連絡調整費の職員給与関係費は、市町村課職員二十七名分に係る給与でございます。

次の市町村行財政連絡調整費は、市町村の行財政全般にわたる助言等に要した経費でございます。

第二目、自治振興費の市町村振興宝くじ交付金は、全国自治宝くじ事務協議会から配分された市町村振興宝くじの収益金を、公益財団法人鹿児島市町村振興協会に交付したものでございます。

次の市町村振興資金貸付事業は、県が市町村に対し、各種公共施設等の整備に必要な資金を貸し付けたものでございます。

二十五ページをお願いいたします。

第一目、選挙管理委員会費の職員給与関係費は、選挙管理委員会事務局の専任書記二名に係る給与でございます。

次の選挙管理委員会運営事業は、選挙管理委員会の開催、市町村選挙管理委員会への助言及び政党・政治団体の各種届・報告の受理、公表等の事務に要した経

費でございます。

二つ飛びまして第二目、選挙啓発費の明るい選挙推進事業は、常時の選挙啓発に要した経費でございます。

第三目、知事選挙費は、知事選挙の執行及び啓発に要した経費でございます。

第四目、県議会選挙費は、県議会議員補欠選挙の執行及び啓発に要した経費でございます。

二十六ページをお願いいたします。

第五目、衆議院議員選挙費及び第六目、最高裁判所裁判官国民審査費は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行及び啓発に要した経費でございます。

なお、歳出における不用額はすべて執行残でございます。

以上で、市町村関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、財政課長の説明を求めます。

○陸川財政課長 財政課関係の決算につきまして、御説明申し上げます。審査説明資料の二十九ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、第三款地方譲与税、第四款、地方特例交付金、第五款、地方交付税、第六款、交通安全対策特別交付金の収入状況は記載のとおりでございます。

第八款、使用料及び手数料は、東京事務所を含みます当課所管の行政財産に属する土地・建物使用料でございます。

第九款、国庫支出金のうち、五十八億七千八百五十五万円余りは、国の補正予算等による地方創生臨時交付金を、財政課におきまして一括して受け入れたものでございます。

第十款、財産収入のうち、利子及び配当金の一億四千八十八万円余りは、基金の運用収入、財産売却収入の七十億四千二百四万円余りは、土地の売り払い収入でございます。

三十ページをお願いいたします。

第十一款、寄附金の三億八千二百六十六万円余りは、企業版ふるさと納税などでございます。

第十二款、繰入金のうち、一項の特別会計繰入金三千二十五万円余りは、公共土木用地取得先行事業等特別会計からの繰入金でございます。

次に、二項の基金繰入金につきましては、財政調整積立基金から八十一億七千二百六十九万円余りを、鹿児島県ふるさと納税基金から六百四万円余りを、退職手当基金から六十億八千五百九十五万円余りを繰り入れたものでございます。

第十三款、繰越金は、令和五年度から令和六年度への繰越金でございます。

第十四款、諸収入のうち、宝くじ収入三十八億八千三百四十二万円余りは宝くじの収益金でございます。

第十五款、県債につきましては、それぞれ建設事業費等の財源として県債を発行しているものでございます。

三十二ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。第一目、一般管理費は、財政課の運営及び各種調整事務等に要した経費でございます。

第五目、財政管理費は、予算編成、各種財政統計の作成、宝くじ事務などの各種財政管理事務に要した経費や安心・安全ふるさと創生基金、退職手当基金への積立に要した経費でございます。

第八目、財産管理費は、公有財産の管理や処分、県有施設等所在市町村交付金などに要した経費でございます。

第十目、東京事務所費は、東京事務所の管理運営事務に要した経費でございます。

第十三目、諸費は、財政調整積立基金、県有施設整備積立基金、県債管理基金への積立金と国庫補助金返納金等でございます。

三十三ページをお願いいたします。

公債費の第一目、元金は県債の元金の償還に、第二目、利子は県債の利子の償還に、第三目、公債諸費は、県債の借入れ等の事務に要した経費で、いずれも公債管理特別会計への繰出金でございます。

次に、予備費でございますが、例年、財政課におきまして、一括して予算計上し、執行する各課へ移し替えるものでございまして、総額千九百九十四万円余りを、訴訟関係費用や損害賠償金等に充当してございます。

なお、歳出にかけます不用額は、すべて執行残でございます。  
三十四ページをお願いいたします。

公共土木用地取得先行事業特別会計の土地開発基金勘定につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入のうち、基金運用収入は、基金に属する県庁東側用地の貸付料収入及び基金現金の基金現金の運用利息等でございます。

次に、歳出につきましては、基金の運営のために要した経費でございます。

なお、土地開発基金につきましては、別冊で土地開発基金運用状況に関する調書を提出してございますので、別冊の調書により御説明申し上げます。同調書の二ページを開きいただきますと、二ページにつきましては、運用状況を記載してございます。三ページはその内訳を記載してございますので、参考にお目通しただければと思います。土地開発基金につきましては、令和六年度中の基金の額に増減はございません。

審査説明資料に戻っていただきまして、三十五ページをお願いいたします。

公債管理特別会計に係る歳入・歳出について御説明申し上げます。一般会計からの繰入金が主な歳入となっております。また、歳出は県債償還元金・利子及び県債の借入れ等の事務に要した経費でございます。不用額は、償還利子等の執行残でございます。

三十七ページをお願いいたします。

公有財産関係でございます。行政財産のうち、土地につきましては、鹿児島市長田町の職員住宅敷地の所属替えに伴いまして、四千八百八十三・一九平米増の一萬三千三百三十二・一五平米となっております。

また、建物につきましては、同敷地にある職員住宅の所属替え等に伴いまして、三千二十八・二九平米増の五千三百三十六・三五平米となっております。

三十八ページをお願いいたします。

普通財産のうち、土地につきましては、永吉待機宿舍敷地の所管替えに伴います六千四百四十八・四三平米の増や、旧農業試験場跡地の一部の売却に伴う、四万八千九百三十三・六四平米の減によりまして、二万六千四百六十二・三七平米となっております。

また、建物につきましては、永吉職員宿舍の所管替えに伴いまして、七百五十八・六四平米増の千八百八十一・六四平米となっております。

その他の普通財産につきましては、令和六年度中の増減はございません。  
三十九ページをお願いいたします。

前年度決算特別委員会の要望事項等についてでございます。一の(二)、未収債権の解消と新規発生の防止、(二)、普通、県有財産の有効活用、二、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ることでしたが、処理結果につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、財政関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、税務課長の説明を求めます。

○有村税務課長 税務課関係につきまして、御説明申し上げます。審査説明資料の四十三ページから歳入関係でございます。

令和六年度の県税は、一番上の表の右から三つ目の欄、予算現額千六百七十五億四千九百四十六万円に対しまして、調定額A欄は千七百五億三百二十七万円余り、収入済額B欄は千六百九十億四千六百五十一万円余りとなっております。

収入済額は、令和五年度決算と比べ、五十八億四千六百十六万円余りの増収となっております。

増収の主な要因としましては、法人二税が企業業績の好調に伴う増収、前年度比三十九億三百三万円余りの増となったことによるものでございます。

収入未済額につきましては、表の右から二つ目の欄、令和六年度末で十三億五千六百十万円余りとなっております。前年度に比べ七千七百十四万円余りの減少となっております。

税目別の収入未済額は、県税合計の一つ下の個人県民税が九億七千八百五十万円余りで全体の約七二%と最も多く、次に、真ん中あたりの不動産取得税が一億四千九万円余りなどとなっております。

C欄の不納欠損額につきましては、一億千四百六十五万円余りであり、税目別では、個人県民税が八千九百二十万円余りで最も多額となっております。自動車税種別割が千二百八十一万円余りなどとなっております。

理由別の内訳につきましては、一番右の説明欄の不納欠損額の理由別内訳のとおりとなっております。

四十四ページをお開きください。

県税以外の歳入について主なものを御説明いたします。表の中ほどの第二款、地方消費税清算金でございます。

地方消費税は、一定の清算基準に基づき、都道府県で清算する仕組みとなっております。当清算金は、本県が他の都道府県から、支払いを受けたものでございます。

その下の第十四款、諸収入の第一目の延滞金は、県税が納期内に納付・納入されなかったために発生した延滞金の収入額でございます。第二目の加算金は、県税の期限後申告や更正決定に伴う、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の収入額でございます。

第九項の過年度収入につきましては、滞納繰越となっていた重加算金などに係る収入額でございます。

四十五ページをお開きください。

過年度分収入未済額調べでございますが、これは、先ほど御説明いたしました、収入未済額のうち、過年度分を再掲したものでございます。一番右の欄の未済内容及び収入未済額の処理でんまつ等でございますが、一、過年度収入未済額は、県税が二万五千三百四十八件、八億四千六百七十七万円余り、諸収入が七十三件、千二百二十二万円余り、合計で二万五千四百二十一件、八億五千八百九十九万円余りとなっております。

理由別の内訳につきましては、二、過年度分の収入未済額理由別内訳に記載のとおりでございます。

四十六ページをお開きください。

歳出関係について御説明いたします。

第二款、総務費でございますが、第一項の総務管理費の第十三目の諸費は、過年度に徴収した県税の過誤納金の払戻金及びその還付加算金でございます。

第三項、徴税費の第一目の税務総務費は、税務職員の給与関係費、県税の管理事務及び税務総合システムの維持管理等に要した経費でございます。

また、第二目の賦課徴収費は、県税の賦課徴収や滞納整理に要した経費及び個

人県民税の徴収取扱いに対する市町村への交付金等でございます。

四十七ページをお開きください。

第十三款、諸支出金でございますが、第三項の地方消費税清算金は、先ほどの歳入関係の地方消費税清算金とは逆に、都道府県間の精算により、本県が他の都道府県へ支払った清算金でございます。

第四項の利子割交付金から四十八ページの第十項の環境性能割交付金までは、税収見合いで市町村へ交付した交付金でございます。

なお、歳出に係る不用額はすべて執行残でございます。

次に、四十九ページをお開きください。

令和五年度及び令和六年度に係る監査委員から御指摘いただいた事項に対する処理説明についてでございます。

令和五年度の事務について、鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局及び大隅地域振興局の収入歩合の低下等が指摘されておりますが、県税の徴収対策につきましては、毎年度、県税滞納縮減特別対策本部会議におきまして、納税意識の高揚促進、滞納の新規発生の抑制、徴収体制の強化、徴収強化対策の実施、高額滞納者等への対応の五つを柱として、当該年度の滞納と滞納縮減特別対策を決定し、収入未済額の縮減に取り組んでおります。

主なものとして、滞納の新規発生の抑制につきましては、コンビニ収納、口座振替、地方税統一QRコードを利用した納付等の利用促進を図ったほか、個人住民税については、市町村と連携し、個人住民税特別徴収制度の適正実施に向けた取組を推進しているところでございます。

徴収体制の強化といたしまして、個人住民税について特別滞納整理班を設置し、地方税法第七三九条の五に基づく、徴収引き継ぎを中心として、滞納整理を行ったほか、市町村との相互併任による滞納整理を実施したところでございます。

また、徴収強化対策の実施につきましては、自動車税種別割納税お知らせセンターによる納税案内や県下一斉給与差し押さえ徴収強化期間の設定による給与の差し押さえなどを実施しているところでございます。

これらの取組によりまして、県税の収入未済額の縮減に最大限の努力をして参りたいと考えております。

五十ページをお開きください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきまして、五十ページから五十二ページにかけて記載しております。

令和六年度決算不用額の理由等については、五十三ページに記載のとおり該当なしでございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、総務事務センター長の説明を求めます。

○志茂総務事務センター長 それでは、総務事務センター関係の決算につきまして、御説明申し上げます。

資料の五十六ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、総務使用料は、県有地に係る電柱設置の使用料でございます。

次の児童福祉士、児童福祉費国庫補助金は、児童手当の制度改正に伴う、庶務事務システムの改修に要する経費を国から受け入れたものでございます。

次の総務管理費委託金は、非常勤職員である統計調査員の公務災害に係る療養補償費を国から受け入れたものでございます。

次の総務寄附金は、一般財団法人鹿児島県職員互助会の公益目的支出計画に伴う県への特定寄附でございます。

次の雑入は、共済住宅や職員寮の入居料などでございます。

次に、五十七ページをお開きください。歳出でございます。

第二目、人事管理費でございますが、まず、庶務事務等集中化事業は、庶務事務システムの保守運用や庶務事務等業務委託などに要した経費でございます。

次の職員福利厚生事業は、職員寮の維持管理や職員相談の実施などに要した経費でございます。

次の職員健康管理事業は、定期健康診断や各種検診の実施などに要した経費でございます。

次の公務災害の認定給付は、会計年度任用職員の公務災害に係る障害補償年金療養補償などに要した経費でございます。そのうち療養補償に係る経費につきましては、予備費を充当しております。

次の福利厚生建設事業は、職員住宅の整備等に要した経費でございます。

第十二目、恩給及び退職年金費につきましては、退職者への恩給及び扶助費の支払いに要した経費でございます。

なお、歳出における不用額は、すべて執行残でございます。

次に、五十八ページをお開きください。公有財産関係でございます。

(一)の行政財産につきましては、鹿児島市にあります青年寮の敷地・建物及び指宿市にあります、なのはな共済住宅等の土地に係るものでございます。

(二)の行政財産の土地の年度中の増につきましては、なのはな共済住宅の償還満了に伴い、県が取得した職員住宅等に係る土地について、普通財産から行政財産へ区分を変更したものでございます。

また、減につきましては、青年寮の敷地について財産活用対策室へ、なのはな共済住宅の残地部を除く敷地について南薩地域振興局へ所管替えを行ったものでございます。

(一)の行政財産の建物の年度中の減につきましては、青年寮及びポンプ室を財産活用対策室へ所管替えしたものでございます。

五十九ページ、(二)の普通財産につきましては、共済住宅等の敷地として共済組合へ貸し付けを行っている土地でございます。

(二)の普通財産の土地の年度中の減につきましては、なのはな共済住宅の償還満了に伴い、県が取得した共済職員住宅等に係る土地について、行政財産へ区分を変更したものでございます。

出資による権利につきましては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会及び一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会への出捐金でございます。

なお、年度中の増減はございません。

六十ページをお開きください。

前年度決算特別委員会の要望事項等の二、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性等に応じた更新、長寿命化を図ること、についての処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、危機管理課長の説明を求めます。

○山本危機管理課長 それでは、危機管理課関係につきまして、お手元の令和六年度決算審査説明資料、危機管理防災局と書いてあります資料に基づき、御説明申し上げます。

以下、災害対策課、原子力安全対策課及び消防保安課も、この資料に基づき御説明いたします。

それでは五ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

九、国庫支出金の四、災害救助費国庫負担金につきましては、災害救助法の適用を受けた令和六年台風第十号、令和六年十一月八日からの大雨に係る国庫負担金の交付でございます。

次に、二、国庫補助金の一、総務管理費国庫補助金につきましては、国民保護訓練負担金でございます。

また、二、企画費国庫補助金につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型であり、補助金事業の翌年度繰越により未調定でございます。

次に、三、委託金の一、総務管理費委託金につきましては、自衛官募集事務委託金でございます。

次に、十、財産収入の一、利子及び配当金につきましては、災害救助基金に関する運用利子でございます。

次に、十二、繰入金の一、災害救助基金繰入金につきましては、災害救助法に基づく災害救助基金に関する繰入金でございます。

また、十四、諸収入の一、雑入につきましては、令和六年能登半島地震に係る石川県からの繰替支弁金等でございます。

六ページをお願いいたします。歳入の主なものについて御説明申し上げます。まず、十三、諸費の自衛官募集事務事業につきましては、自衛官募集の広報活動等に要した経費でございます。

次に、一、防災総務費の職員給与費につきましては、危機管理課、災害対策課、消防保安課、消防学校及び防災航空センター職員の給与等でございます。

不用額は、職員手当等の執行残でございます。

次に、防災行政推進事業につきましては、県防災会議や火山防災協議会の運営に要した経費などございます。

不用額は、災害応急業務嘱託員の共済費等の執行残などによるものでございます。

一つ飛びまして、国民保護法制関連事業につきましては、国民保護計画等に基づき、国との共同により、武力攻撃事態等が発生した場合の離島における島外避難を想定した国民保護訓練の実施などに要した経費でございます。

不用額は、国民保護協議会委員報酬等の執行残でございます。

一つ飛びまして、避難所生活環境改善プロジェクトにつきましては、トイレカー整備事業及び災害時水循環型シャワー整備事業に要する経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、国の補正予算に伴う事業のため、執行期間が不足したことによる繰越でございます。

次に、七ページをお願いいたします。

一、備蓄費につきましては、災害救助法に基づく、災害救助基金の最少積立義務額までの積み増しや災害用備蓄物資の購入に要した経費などでございます。

次に、二、災害救助費につきましては、災害救助法の適用を受けた令和六年台風第十号、令和六年十一月八日からの大雨、令和六年能登半島地震に係る災害救助費の交付に要した経費でございます。

以上で、企画管理課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、災害対策課長の説明を求めます。

○久野災害対策課長 それでは、災害対策課関係につきまして、御説明申し上げます。

十ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

七、分担金及び負担金の負担金につきましては、衛星系防災行政無線再整備に係る市町村負担金でございます。

八、使用料及び手数料の総務使用料につきましては、行政財産使用許可に係る使用料でございます。

九、国庫支出金の企画費国庫補助金につきましては、新しい地方経済・生活環

境創生交付金、地域防災緊急整備型であり、補助金事業の翌年度繰越により未調定でございます。

十四、諸収入の雑入につきましては、防災情報ネットワークに係る回線使用料の市町村負担金などがございます。

十一ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

二、総務費の一、防災総務費のうち、防災行政推進事業につきましては、防災知識の普及啓発、各種システムの保守及び気象情報の収集・伝達などに要した経費でございます。

不用額は、主に旅費及び委託料の執行残によるものでございます。

下から三番目の防災行政無線管理運営事業につきましては、防災行政無線施設に係る保守管理に要した経費でございます。

不用額は、無線局に係る電気料などの執行残によるものでございます。

次の県防災行政無線再整備事業につきましては、衛星系防災行政無線及び防災電話交換システムの再整備に係る工事等に要した経費でありまして、工事費等を本年度に繰り越しております。

一番下の避難所生活環境改善プロジェクトにつきましては、災害時にモバイルサテライト通信整備事業に要する経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、国の補正予算に伴う事業のため、執行期間が不足したことによる繰越でございます。

十二ページをお願いいたします。

公有財産について御説明いたします。

(一)行政財産につきましては、県防災研修センター及び防災行政無線の中継局の建物であり、年度中の増減はございません。

以上で、災害対策関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、原子力安全対策課長の説明を求めます。

○岩元原子力安全対策課長 原子力安全対策課関係につきましては、審査説明資料の十五ページからでございます。

まず、歳入について御説明いたします。

八、使用料及び手数料の四、環境衛生使用料につきましては、環境放射線監視センターの土地使用料でございます。

次に、九、国庫支出金の一、総務管理費国庫補助金につきましては、原子力防災のための通信システムや資機材の整備及び原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの運用・保守等に係る原子力発電施設等緊急時安全対策交付金でございます。

また、二、環境衛生費国庫補助金につきましては、川内原子力発電所周辺の地域住民の安全確保を図るための環境放射線の監視測定の実施に係る環境放射線監視等交付金及び原子力発電電に関する知識の普及や情報提供等の実施に係る広報・調査等交付金でございます。

次に、三、委託金の二、環境衛生費委託金につきましては、国からの放射能測定委託調査の実施に係る環境放射能水準調査委託金でございます。

次に、十四、諸収入の一、雑入につきましては、原子力防災センターの光熱水費に係る国事務所の負担分等でございます。

十六ページをお願いいたします。歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、六、防災費の一、防災総務費の原子力防災対策事業につきましては、原子力防災対策に必要な資機材の整備や原子力防災アプリを含む原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの運用・保守などに要した経費でございます。

繰越額は、原子力防災センターの雷対策を講じるための経費や指定避難所における備蓄物資の充実等を図るために必要な経費の支援に要する経費で、国の補正予算に関する事業であり、執行期間が不足したことによる繰越であり、不用額は、原子力防災訓練を国と合同で実施したことにより、一部費用を国が負担したことに伴う訓練運営・評価に係る委託料等の執行残でございます。

四、衛生費の一、環境衛生総務費の職員給与費につきましては、原子力安全対策課及び環境放射線監視センター職員の給与等でございます。

十七ページをお願いいたします。

次に、四、環境保全対策費の環境放射線監視測定事業につきましては、環境放射線の監視等に要した経費でございます。

繰越額は、モニタリングポストの通信装置改修業務に係る経費で、国の補正予算に関する事業であり、執行期間が不足したことによる繰越であり、不用額は、測定機器の修繕等に係る需用費等の執行残でございます。

次に、原子力発電広報・調査等事業につきましては、県民への情報提供など、原子力発電の広報・調査等に要した経費でございます。

不用額は、広報・調査に係る関係市への交付金等の執行残でございます。

次に、原子力発電所緊急時安全対策事業につきましては、川内原子力発電所の緊急時に連絡を確保するための通信設備の運用・維持管理等に要した経費でございます。

不用額は、緊急連絡設備の配線移設等に係る委託料等の執行残でございます。

次に、原子力安全・避難計画等防災専門委員会の運営につきましては、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会の運営に要した経費でございます。

不用額は、会議開催に係る委員等の旅費等の執行残でございます。

十八ページをお願いいたします。公有財産について御説明いたします。

(一) 行政財産につきましては、土地については、原子力防災センター及び環境放射線監視センターの敷地、建物については、原子力防災センターや環境放射線監視センター等であり、いずれも年度中の増減等はありません。

以上で、原子力安全対策関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、消防保安課長の説明を求めます。

○西 消防保安課長 消防保安課関係について御説明いたします。二十一ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

十、財産収入の財産貸付収入につきましては、消防学校の自動販売機設置に係る財産貸付料でございます。

十四、諸収入の雑入につきましては、消防学校の自動販売機設置事業者からの電気料金や公用車売却収入、消防・防災ヘリコプター燃料に係る国からの補助金等によるものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。二十二ページをお願いいたします。

まず、総務費に関して、上から二行目の一、防災総務費の防災行政推進事業につきましては、県内四地区の石油コンビナート等特別防災区域における総合防災訓練等に要した経費でございます。

次の二、消防指導費の消防行政指導事業につきましては、市町村や消防本部の消防に関する指導助言等に要した経費でございます。次の離島急患搬送事業につきましては、離島急患搬送に要した経費でございます。次の消防団員等育成指導事業につきましては、消防団員等の育成指導等に要した経費でございます。次の消防・防災ヘリコプターの管理に要した経費でございます。次の消防予防指導事業につきましては、火災予防や危険物の許可や検査等に要した経費でございます。次の消防学校運営事業につきましては、消防学校の管理運営に要した経費でございます。次の消防学校研修事業につきましては、消防職員及び消防団員の消防教育訓練に要した経費でございます。次の消防学校教育訓練機器整備事業につきましては、訓練機器の整備に要した経費でございます。次の消防学校施設等整備事業につきましては、施設補修のための設計委託に要した経費でございます。

次に、三、銃砲火薬ガス等取締費は、火薬類及び高压ガス等の許可や検査等に要した経費でございます。

なお、各事業の不用額につきましては、いずれも事業の執行残でございます。二十三ページをお願いいたします。

公有財産に関する説明の(一)、行政財産について御説明いたします。土地につきましては、消防学校の敷地でございます。建物につきましては、消防学校、防災航空センター管理事務所、谷山救難用ヘリ広場待機所及びマリポートかごしま内ヘリポート管理用建屋でございます。動産につきましては、ヘリコプターで、いずれも昨年度から増減等はありません。

次に、(二) 普通財産の出資による金利につきましては、一般財団法人救急振興財団及び一般財団法人消防試験研究センターへの出捐金で、いずれも昨年度からの増減等はありません。

以上で、消防保安課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。質疑にあたりま

しては、資料名の該当ページや事業名も併せてお知らせくださるようお願いいたします。

○藤崎委員 学事法制課長にお尋ね申し上げます。主要施策の成果に関する調査の七ページ、私立学校退職金補助の部分がございませう。ここで二団体という表現がございませうが、これは私立中学高等学校関係の社団と、専修学校関係の退職金の社団でいかどうかをまず確認させていただきます。

○鶴田学事法制課長 委員御指摘のとおりでございます。

○藤崎委員 この二団体に対しまして、一部助成を出されていて、両団体とも大変ありがたい、助かっておりますという言葉をお願いしているわけでございますが、それぞれの団体への一部助成の金額の決め方の考え方がどうなっているのかを確認させていただきます。

○鶴田学事法制課長 まず、私立中学高等学校退職金基金社団につきましては、令和六年度は、千分の二十一という補助率を設けてございます。これにつきましては、その社団の会員負担率の状況や基金の保有率、それから他県の状況なども勘案いたしまして、県が案を作り、団体側と協議した上で、こういった数字になっているところでございます。それから専修学校退職金社団につきましては、現在千万円を定額補助しているところでございます。以上でございます。

○藤崎委員 理解いたしました。この毎年の決算額を見ていますと、令和四年度、五年度、六年度について、一億の次の千万単位のところは三、二、一と、年々下がってきておりまして、これがいいことなのか悪いことなのかは、それぞれ判断があるかと思いますが、先般、専修学校協会との意見交換会がございまして、保有率が一〇〇%を切っており、非常にゆゆしき事態じゃないかなというお話もあって、将来に向かって、この千万円という固定された額で果たして良いのだろうかという御意見があったんですが、その辺は同じ考え方なのか、団体との協議を経て、またいろいろな考え方も検討の余地があるのかを教えてください。

○鶴田学事法制課長 専修学校協会への補助につきましては、今この場でどうするということは少々申し上げにくいところではありますけれども、また団体の意見も伺いながらですね、どのような対応を取るのかというところは検討する必要がありますと考えているところでございます。

○藤崎委員 続きまして、同じく学事法制課で調査の十一ページ、私立専修学校人材育成・県内定着促進事業です。専修学校は、地元定着に非常に頑張っている。

また、卒業生の六五%が県内定着しているというお話も聞いたところでございませうが、この定着促進事業が予算二百四十万円に対して、決算百十九万円ということとで、半分ほどしか使われていないような状態になっておりますが、この辺はいかなる事情なのか、また、専修学校協会に所属している専修学校は合計で二十二校あるんですが、この職業実践専門課程の認定校は、そのうち何校あるものなのか、お示しくください。

○鶴田学事法制課長 まず、職業実践専門課程の設置数でございますけれども、現在、六校の二十二学科が国の認定を受けているところでございます。それから昨年度の決算額が、予算額と乖離があるというところの御指摘ですけれども、この事業は令和五年度から開始しております。昨年度が二年目という状況でございます。各校に対して我々も周知はしております。表にありますように、令和五年度から六年度にかけては、事業を利用いただいた学校は増えているんですけれども、一校当たりの活用額が少し落ちたというところでございます。

我々としてはぜひこれを活用していただき、人材育成・県内定着を図っていただきたいという意図がございませうので、改めて学校に対して、周知して参りたいと、活用を促して参りたいと考えているところでございます。

○藤崎委員 わかりました。周知して使い方がご理解いただければ、もつと執行率は上がるということで理解いたしました。

それと、審査説明資料の十七ページ、文化芸術振興費補助金、不活動宗教学法人ですけれども、先般これは一般質問でもやった分なんです、予算額が三百六十五万円に対して調定額が二百六十万円ということなんです、この調定額の決め方がどうなっているのか、何らか実績値によるものなのか、確認させていただきます。

○鶴田学事法制課長 文化芸術振興費補助金二百六十万円余りにつきましては、国の補助事業でございます。こちらにつきましては会計年度任用職員の雇用に係る部分や、事務費等に係る部分が含まれておりまして、いずれも実績に伴うものでございます。

○藤崎委員 わかりました。では、予算はこれだけ立てたけれども実績としては、

できたひこ、これだけ来たということですね。

ぜひ、予算は志高く、一所懸命宗教法人を調べて、良い方に持っていっただけだと思います。

続きまして危機管理課の関係で、成果調書の九ページの備蓄費のところですね。物品の取り扱いが金額で書いてあるんですけども、実際いろいろなもの、いくつあるのかをお示しいただきたいと思うんですが。

○山本危機管理課長 成果調書の九ページの災害用備蓄物資の状況ということでこちらは評価額で書いておりますけども、実際の数量がどうかという事で、県の備蓄物資につきましては、液体ミルクにつきましては令和六年度末の時点で五百五十二缶、保存食は二万四千食分、保存水は二万三千三百二十本、生理用品は六千五百七十枚、テントは七十八式という状況になっております。

○藤崎委員 金額ベースで書いてあるものを物品の数で聞きまして腑に落ちませんが、教えてください。

○山本危機管理課長 その他資機材につきましては、具体的に言いますと簡易トイレや段ボールベッド、段ボールパティション、段ボール仮設ハウスといったものがございます。

○藤崎委員 大変興味のある物品ですが、いくつなのかわかりますか。

○山本危機管理課長 簡易トイレにつきましては三十四式、段ボールベッドは八百個、パティションも八百個、段ボールの仮設ハウスは三十セットとなっております。

○藤崎委員 ぜひ、来年の決算の資料については、その他の資機材の部分は、今ご答弁いただいた単品ごとの項目を出していただいたほうがより明瞭で、どんなものが備蓄されているのかというのがわかりやすいかと思います。我々も知っておけば、いざという時に浮かんできますので、そのように工夫いただければと思います。予算を使って、いろいろ備蓄されていることがわかりました。以上です。

○いぬぶし委員 今の備蓄品の関係について、関連して質問いたします。まず、

この備蓄品はどこに備蓄してあるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○山本危機管理課長 県の備蓄物資につきましては、本土と各離島という形で本土で五か所、離島で九か所の計十四か所に備蓄しております。

本土につきましては、始良にあります防災研修センターにほぼほぼ備蓄しております、それ以外には北埠頭のフェリーターミナルや、北薩地域振興局のさつま庁舎、あるいは大隅地域振興局の岩川庁舎といったところに、マスクと段ボールハウスなんかを置いている状況でございます。

あとは各離島におきまして、種子島、屋久島と奄美大島については大島支庁あるいは瀬戸内事務所といった、県の出先事務所に保存食なり、保存水、タオル、携帯トイレ等々を大体の人数を想定しながら分配して置いている状況でございます。

○いぬぶし委員 よくわかりました。離島については、九か所、本土については五か所ということで始良の防災研修センターにメインで置いてあるということが理解できました。市町村からの要請があつてからということになるかと思えますけれども、令和六年度は災害の時に市町村から要請があつたかどうかをお知らせください。

○山本危機管理課長 令和六年度においては、災害用として各市町村に調達したという実績はございません。

○大久保委員 危機管理課に伺います。審査説明資料の六ページですね、自衛官募集事務事業について伺います。

自衛官の募集は全国的にもなかなか厳しい状態にあるということなんですけれどもそういった中で法律に基づいて、地方公共団体は、自衛官募集について協力する立場にあるかと思えます。

その中で県の役割と、令和六年度の募集に当たつての実績等々を把握されていれば、教えてください。

○山本危機管理課長 自衛官業務につきましては法律に基づいて県が一部の事務を実施しているという状況でございます。

主な内容としましては、自衛官募集事務の市町村担当者会議の開催であったり、あるいは自衛官候補生の募集についての県公報による告示であったり、県の広報

ラジオ活用した広報、県が民間企業四社と協定しております一括ポスター・チラシ等の掲示という取組の中での、そういったポスター等の掲示による広報、こういったものに取り組んでいる状況でございます。

あと令和六年度につきましては、告示につきましては年八回程度、県が広報を行っている状況でございます。

募集広報活動については、随時、県と民間、先ほど申し上げた四社のポスター掲示チラシを配布して添付してもらったり、各種会議ということで大体五月から六月にかけて、連絡会議あるいは担当者会議を開催したりしているという状況でございます。

○大久保委員 募集の成果については把握されていないでしょうか。

○山本危機管理課長 実際の採用がどうだったかというところにつきましては令和六年度は大体十一月ぐらいに、本部から情報はいただけるということですので、令和五年度については、情報によりますと鹿児島県内で二百四十四名の方が採用されているというのは、お聞きしているところでございます。

○大久保委員 募集によっては、地域によって偏りがあったり、あるいは自治体の関わりの中でも、市町村によって、やはり温度差があったりという話も伺えるところでございますが、自衛官募集については、国を挙げての大きな課題だと思います。

そういった部分についてはそういうスムーズな募集活動になって、ムラのない募集数になっていくように、県が関わっていかれることを期待して質問を終わります。

○柳 委員 関連でお願いします。

自衛官募集事務事業が行われたわけですが、令和五年度は二百四十四名とおっしゃいましたかね。その前はわかりますか。

○山本危機管理課長 今手元に持っている資料とすればですね、令和元年以降の県内での採用人数という情報をいただいていますので、令和元年が四百一名。令和二年が三百四十五名。入隊等の状況ですけど、令和三年が三百二十六名。令和四年が三百十七名、令和五年が二百四十四名ということで、年々減少はしているという状況でございます。

○柳 委員 あまり表には数字は出てこないようですけども、自衛隊に入隊されても辞めていかれる方もいらっしゃる、その数が増えているというようなこともお聞きするわけですけれども、今実際人数を聞いてですね、確かに減ってきているんだなということがわかります。

来年度は、国がどのような規模で予算を組まれるかはまだはつきりしませんけれども、県もこの推移を見守っていく必要があるだろうと思いますので、この予算、決算ですけども、令和六年度の決算が三千万六千円ということで、この金額は、ここ五年ぐらいは横ばいといった状況なのか、あるいはこれが増えているのか、そこを教えてください。

○山本危機管理課長 この委託事務費については、ほぼ横ばい状態が続いている状況でございます。

○前野委員 一点だけ。審査説明資料六ページ、災害対策課ですかね。

一番下段のトイレカー整備事業と水循環型のシャワー整備事業、これがほぼ全額繰り越されていて、国の補正予算に伴うものということになってはいるんですが、この事業の中身がわかれば教えて欲しいということですね、市町村の災害対策について、今、能登のあたりの災害が起こったところでの避難所のトイレの状況などですね。あるいはシャワーの状況、お風呂の状況などですね、非常に、人間が避難していく中で、一番ニーズが高いという気が我々もするわけですが、こういったものがどんどんどんどん充実していくということが望まれているわけです。

市町村からのニーズというものがどのぐらいあるのか、あるいはこの三千七百万円余りで、どの程度のが整備されるのか、今年に繰り越されているわけですが、もうすでに事業やっていると、思うんですけども、その中身について教えてください。

○山本危機管理課長 トイレカー整備事業と災害時水循環型シャワー等整備事業、これは国の令和六年度の三月補正の事業でございますけども。

トイレカー整備事業につきましては、県がトイレカーを二台、整備導入する予定ということで、これは今年度二月末ぐらいの導入を予定している状況でございます。

災害時の水循環型シャワー等につきましては、これも同じように、二セット、二台整備する予定で、これにつきましては十月末納品の予定でございます。

市町村につきましては、県として、トイレカーとあと水循環型のシャワーの整備を導入することで、市町村に対してこの普及活動を展開していかうと考えておりまして、いろいろな例えば訓練等で展示してみたり、あるいは市町村等に働きかけて、市町村に対して導入、普及について図っていかうという取組を進めていきたいと考えております。以上です。

○前野委員 ありがとうございます。

仮に市町村が希望した場合に、これは全額国庫ということになっていくんでしょうか。

それとも、県が取りまとめ、国に対して要望という形でしょうか。

○山本危機管理課長 県も国の事業を使ってということになっておりますけれども、基本的には二分の一程度の交付金を国が整備しているという状況ですので、手続きについては、また来年度どうなるかを見ながら、市町村には周知していただきたいと思っております。

○前野委員 ありがとうございます。

国も、そのことについて十分理解しているんでしようけれども、やはり、我々がそういう被災を受けた、避難する立場になったと仮定して考えたときにですね、五日も一週間もなどということになるとトイレものすごい数の方が使うわけですね。

そういうことからすれば、やはり私はこういったものは、ただでさえ避難所生活というのは大変だということとはよくわかりますから。今二分の一補助で、その残りの二分の一というのは、自治体負担ということになるんでしょうか。今の段階で。

○山本危機管理課長 今の段階でいきますと、今、県においては県債があたっておりまして、一財についてはその一〇%程度ということですから、いわゆる起債があてられるかどうかというのも含めて、国の事業を見ていきたいと思っております。

○前野委員 ありがとうございます。

今申し上げましたようなことがですね、起こらないのが一番いいわけですけど

も、起こった際のことはやはり考えておかないといけないということがあつてですね。

先ほど簡易段ボールベッドの話などがありましたけれども、これがプライバシーを守るために、カーテンを作る、あるいはベッドにするなど、そういうことがどんどんどんどん進んでおりますから、私は一方でこのトイレ、風呂ができればシャワーですよ。そういったようなものもやはり、避難しておられる方々に寄り添うという施策が必要なような気がしますから、ぜひ県としても、この二台ずつ入れられるということですね、研修の場など、いろいろな場で活用していただいて、市町村が避難所を運営しなきゃならないわけですから、そのことについてもですね、指導助言も含めて、ぜひよろしくお願いしておきたいと思っております。以上です。

○柳 委員 学事法制課になります。

審査説明資料でいくと十八ページになりますけれども、教育費のところでは魅力ある短大づくり事業費というのがあります。

県立短大の教育研究機器整備、施設整備等については、工事請負費等の執行残ということ、千四百万円あまり不用額が掲載されていますけれども、まずこの工事請負等についてももう少し詳しく説明いただけますか。

○鶴田学事法制課長 今、委員から御指摘がありましたこの工事につきましては、県立短期大学の特定給食実習室の増改築に関わるものでございます。

国の衛生管理マニュアルを踏まえた増改築という形になってございます。

実際の執行につきましては土木部営繕室にお願いしてございます。

営繕室から聞いてるところでは、工事の進捗に合わせて、この執行残が発生しているということでは聞いていないところでございます。以上でございます。

○柳 委員 また土木部にお伺いしたいと思います。

成果調書を見れば、県短のことについてはこの間、本会議でも様々取り上げられるわけですが、魅力ある短大づくりで、かごしま応援寄附金を活用して短大の教育の充実を図ります、取組を推進しますということで、ハワイ大学における昨年九月十日から二十五日までの国際学術交流参加費用の一部も支援しましたよというのが、報告されています。

参加費用はどれくらいかかったのか、一部支援とありますけれどもどれぐらを支援することができたのか、参加学生数が十人ということですので、一部でどれぐらだったのか。昨今の円安の影響で、かなり渡航費の負担も大きかったのかなと思うんですけども、その辺について御説明ください。

**○鶴田学事法制課長** 今御指摘のございました、県立短期大学の国際学術交流への参加についてでございますけれども、こちらにつきましては、学生一人当たり、旅費や研修費等で約五十万円かかってございます。その内、約三万円を支援しているところでございます。ですので、一人当たりの負担額としましては約四十七万円という状況でございます。

**○柳 委員** 円安の影響で、かなり旅費がかかるわけですね。

今、参加費用が一人当たり五十万円ということ、なかなか三万円という支援が、それは何もないよりはいいわけですけども、もつこのあたりは魅力ある短大づくりということをずっとおっしゃるわけですけども、事業としてせめて半分ぐらいは支援できるような、なるべく学生の負担を軽くしてあげるといことで、短大の魅力を高めていただきたいと思えます。この事業はかなり続いていると思うんですけども、今何年ぐらい続いているのか、また来年度に向けて、ぜひまた支援もしていただきたいわけですけども、県の考えとしては、来年度どのようにしていこうというお考えか、お示しください。

**○鶴田学事法制課長** このハワイ大学との交流事業ですけども、平成十五年から、学生を派遣しております。コロナの影響で中断した時期がございますけれども、これまで長きにわたりますして学生が派遣されております。

この参加費用への助成でですけども、これにつきましては、かごしま応援寄付金、ふるさと納税を財源としてあてておりまして、限られた財源でありますことから、先ほど申し上げたような金額になっているという状況でございます。御指摘の点なども踏まえまして、県立短期大学と、また今後に向けてどのような対応がとれるかというところについては、検討して参りたいと考えております。

**○柳 委員** 事業は違うわけですけども、この魅力ある短大づくり事業費で、不用額が千四百万円余り発生しているわけです。

これは、あくまでも工事費に対する不用額だとは思ってんですけども、この辺

も加味していただいて、同じ短大に関する事業ですので、こういった不用額を別なところにあてていくと、その辺を工夫して、ぜひ皆さんの知恵をお借りして、そういうことはできないのかどうか、課の中で、お話をされるというようなことにはならないでしょうか。教えてください。

**○鶴田学事法制課長** 今、委員から御指摘いただきました、この資料の十八ページにあります魅力ある短大づくり事業につきましては、大部分がその施設の改修事業になってございまして、この不用額を用いるというのはなかなか難しいのかなと思っております。

一方、委員から御指摘いただきました、もう少し学生への支援をできないかという点につきましては、今ここで御回答できませんけれども、また県立短期大学と情報を共有しながら、引き続きどのような対応がとれるかというところについては検討させていただきたいと考えております。

**○柳 委員** 学生の頃から海外を見るということとは非常に重要なことで、学生の今後の人生においても非常に意義ある事業、取組ですので、ぜひ負担金を軽くしていただくような、そういう教育の充実というところで、ぜひ検討していただきたいと思えます。

続いてよろしいでしょうか。

審査説明資料の二十五ページになります。市町村課でした。

明るい選挙推進事業というのがあります。これも二百八十八万円という予算があつて不用額は三十六万六千円余り。これが常時の選挙啓発に要した経費ということなんですが、毎回選挙があるたびに投票率が落ちているという現状があります。選挙の前になりますと、この夏に行われた参議院議員選挙でも、鹿児島中央駅前で一生涯懸命に広報していらつしやる皆さんと一緒に、暑い中本当に大変ですわねというような話をしたことがあるんですけども、残念なことになかなか投票率は上がらないですね。

選管がこうやって推進事業を取り組まれていることは非常にありがたいわけですけども、投票率をもっと上げようと思えば、この予算ではなかなか難しいんじゃないかなと思います。

特に知事選などは全県下、県内全域ですので、非常に予算もかかるわけです。

ですので、県の事業として、こういった事業を取り組んでいらつしやるわけですので、この辺についても課内ではどういう協議、議論をされているのかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○安本市町村課長** 選挙啓発に係る御質問かと思えますけれども、選挙啓発につきましては、先ほどもお話もございましたけれども、常時啓発と選挙時の選挙時啓発ということで、大きく二つございます。

選挙時啓発につきましては、御案内の通りポスターや、ホームページ、また街頭啓発等様々、あとはインターネット広告等で周知等をしているところでございます。

常時啓発につきましては、なかなか予算が足りていないかというところは難しい部分がありますけれども、常時啓発につきましては、まず選挙管理委員会といたしましては、小中学生等を対象に出前授業ということで、選挙の講話や、実際の投票記載台、投票箱等を使いながら模擬投票等を行うなどの周知啓発を行っているところでございます。また明るい選挙推進協議会や、市町村の選挙管理委員会などとポスターコンクール等も実施して周知啓発に努めているところでございます。

また、選挙管理委員会以外でも、例えば学校の現場において、そういった選挙関係の教育等主権者教育等も取り組まれていると承知しているところでございまして、こういった事業を展開しながら、投票率向上に向けて周知啓発を図って参りたいと考えております。以上でございます。

**○柳 委員** 昨年度の予算を見ますと、果たして、この予算でどれぐらいの効果が得られるのかなと、いろいろポスターを掲示されたりなど、いろいろしておられるんですけども。

主権者教育も、御存じのように学校のカリキュラムの中では、なかなかそう簡単には組めないという現状もございます。ですので、もう知事選挙あたりは本当に県内全域ですので、もつと予算についても検討する余地があるだろうと思えます。次の選挙がいつになるかわかりませんが、ぜひその辺もですね、課内で協議していただきたいと思えます。

続いて、危機管理の六ページになりますが、国民保護法制関連事業について、

五百万円弱の予算があつたわけですが、不用額として百五十万円弱ということが記されておりますが、この事業の目的を教えてください。

**○山本危機管理課長** 国民保護法制関連事業についてのお尋ねかと思えます。

事業としましては国民保護に係る基礎知識の把握・確認、あるいは武力攻撃予測事態下における、業務検討を行つて国民保護に関しての様々な意識・認識等について向上を図っていくということで、基本的には国民保護に係るいろいろな実働図上訓練を実施することや、沖縄先島諸島からの避難の受け入れ、こういったものについての計画作成がメインになつている事業でございます。

**○柳 委員** 沖縄の先島諸島あたりから避難してくるという訓練があつたわけですが、実際実施されて、住民の方々の訓練に対する理解度、そしてまた、住民に対しての説明がどれぐらい行われたのかということも教えてください。

**○山本危機管理課長** 先島諸島からの受け入れについては、一応あくまでもシミュレーションという形で、計画書を策定したということなので、具体的に住民の方に対して訓練を実施している状況ではありません。

ただ一方で、県の国民保護計画に基づく訓練は昨年度に奄美で実施しております。沖永良部で実動訓練を実施したところでございます。

実際には、令和七年一月二十八日に、まず関係機関の連絡調整会議という図上訓練と、あとは現場、沖永良部での住民避難訓練等を実施したところでございます。少々住民の方々への周知期間が足りなかったというのもありまして、反省点もありますので、まだ場所については今検討中でございますけど、それも踏まえて今年度は二月に予定しております。

また決まり次第、対象地域の方には速やかに周知させていただいて、住民の方々がより理解を深めて参加できるように取組をしていきたいと考えております。

**○柳 委員** 国民保護法に基づく訓練になりますので、国民・県民の暮らしや命を守らなければいけない。なぜ守らなければいけないか、有事が発生したときだろうと思うんですけども、一番はこういう訓練をしない、この訓練も必要ないというような社会にならなければいけないわけですが、今は非常に南西諸島を含

む、軍事強化というものが非常に進んできているのかなと思います。

また来年二月に実施されるというお話も今ありましたので、ぜひ、まずは住民の方々への説明を本当にしっかりと行っていたら。

そしてまた、事が起きたときに、いろいろなトラブル、事故等が発生する可能性はあるわけですので、そういうときに迅速に対応ができるような常日頃からの構えが一番大事ですので、そこはぜひまた国とも連携を強化していただきたいと思っております、要望したいと思います。お願いします。コメントがあればどうぞ。

○山本危機管理課長 訓練としては二月三日、一応これは公表させていただいております。

ただ場所については現在、国等を含めて関係者と調整中でございます。

○しらいし委員 消防保安課にお伺いさせていただきましても、収入の部で消防学校の自動販売機の貸付で、百万円弱が計上されているんですけども、この内訳を教えてくださいたいのと、その下の雑収入で、自動販売機の電気代並びに公用車売却収入、あと防災ヘリ等の燃料による国からの補助、これの内訳もお示しいただきたいと思っております。

○西 消防保安課長 確認してまた御説明いたします。

○しらいし委員 それはもう全然わからない、一個一個もわからないということですよ。

「保留」という者あり」

○永井委員長 保留します。

○田畑委員 この市町村の宝くじ交付金の関係で鹿児島県市町村振興協会に交付して、とありますけど。振興助成金もこの中から出るんですか。

これはただ協会に渡すだけで、売上げの何%と決まっているんですけど。いろいろ宝くじの助成金の申請ちゅうのは多いと思うんですよ、人気があってこの中からどのくらい出るのかわかっていれば教えていただきたい。毎年多分違うでしょうから。

○安本市町村課長 市町村振興宝くじ交付金の市町村振興協会での使い道というところのご質問かと思っております。

振興協会が実施している事業ですので、詳細は今手元に資料ございませんけれ

ども、まず宝くじについてはサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの一定割合が県に配分されまして、振興協会に交付しているという状況でございます。ハロウィンジャンボの売上げに係る部分の交付金につきましては、振興協会から市町村に人口等をベースに配分して交付されているところがございます。またサマージャンボ宝くじに係る交付金につきましては、振興協会が基金に積み立てられまして、様々、市町村の公共施設整備に対する、助成貸付や市町村職員の研修事業等に活用されているというところがございます。コミュニケーション関係の助成事業等にも活用されていると認識しているところがございます。以上でございます。

○田畑委員 事業の中身はまだ詳しくわからんちゅうことですね。

○安本市町村課長 大体の規模感で申し上げさせていただきます。

例えば令和六年度でございましたら、サマージャンボ交付金につきましては、四億四千八百万円ほど配分がございまして、そのうち、公共施設の整備等のための貸し付けとして、二億円ほど実績がございまして、

それから、市町村等の実施する、人口減少対策に資する事業への助成として四千万円ほど、それから、例えば肥薩おれんじ鉄道の関係への助成など、そういった部分で二億円ほどといった内容になっております。以上でございます。

○田畑委員 ありがとうございます。

職員健康管理事業について教えてください。

一億三千万円程度支出されていますけど。職員の健康診断や定期健診に使われていると思えますけれども。

この対象者と、受けた数というのはどの程度なんですか。

○志茂総務事務センター所長 健康管理についての事業でございます。

定期健康診断につきましては、労働安全衛生法により職員全員が受けることになっておりまして、必ず種定期健康診断もしくは人間ドックを受けることになっております。

ちなみに定期健康診断につきましては、対象者が三千九百八十二名で、受診者が三千九百八十二名。

あと人間ドックにつきましては、三千七百九十七名が受診しているところでござ

ざいます。

**○安本市町村課長** 先ほど田畑委員のご質問の中で、市町村宝くじの関係の説明がありましたけれども、先ほどの具体の使い道のところでですね、サマージャンボ交付金の分が四億四千八百万円ほどと、説明させていただきましたけれども、正確にはサマージャンボの部分で四億九千万円ほどでございます。

そのうち一〇%の五千万円ほどは、全国の市町村振興協会に納付をされておりまして、残りの四億四千万円ほどが実際の県の市町村振興協会で執行される部分でございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

**○田畑委員** 今の健康診断の件ですけどこれじゃあ、三千九百八十二名の対象者全員が一〇〇%受けているうちゆう理解でよろしいんですね。

**○志茂総務事務センター所長** そのとおりでございます。

**○永井委員長** 重ねて申し上げますが、事業名とページ数等をお知らせいただいで御質問をお願いします。

**○西 消防保安課長** それでは、先ほどしらいし委員からご質問がございました消防学校の自動販売機に関する収入について御説明いたします。

まず、財産収入でございますが、資料にございますように百六万四千二百五十円の収入でございます。

また、自動販売機の電気代につきましては、十一万九千四百四十四円でございます。以上でございます。

**○しらいし委員** 電気代を聞きたかったのですが、そちらはいいんですけれども、この自動販売機の数っていうのと、この百万飛び六万円幾らになっているこの根拠は、売上げなのか、その一個の設置台数にかかる費用なのか。

私が聞きたいのが、これだけ良い収入がある中で、その一社っていうのはずっと固定の会社が入れられているのか、入札で入れられているのかを聞きたいので答えていただければ。

**○西 消防保安課長** まず、数につきましては、すみません、手元の資料で把握しておりません。

また、契約方法につきましては、入札で行っていると承知しております。

また、費用の積算につきましては、設置しているスペースに応じて、土地の評

価額などを参考にいたしましたして算出しております。以上でございます。

**○しらいし委員** 今わからないんですけど、他の団体の方で自動販売機の収益を団体の運営費に充ててらっしゃる方もおられたりするので、これだけ売上が良いようなところがあれば、そういった方々に対してもやはり入札の機会というのも与えていただければと思います。

前に聞くところによると宝山ホールかどこかが、いつの間にか自分たちの入札資格がなくなっていて、一番売上げがあったところだったんですが、という話もありましたので、そこをまた少し検討いただければと思います。以上です。

**○鶴田学事法制課長** 先ほど柳委員からのご質問で県立短期大学とハワイ大学の交流事業の開始時期について、平成十五年と申し上げましたけれども平成十年の間違いでした。お詫びして訂正申し上げます。申し訳ありませんでした。

**○田之上委員** 審査説明資料の三十二ページで国庫補助金返納金等をお尋ねしたいんですが、執行率を見ますと、大体一〇〇%から九〇%ぐらいであります、この国庫補助金返納金等を見ると執行率は八五・八%となっております。この国庫補助金返納金というのはどういうような返納金なんですか。

**○陸川財政課長** 国庫補助金返納金等についてのご質問でございます。

多岐にわたっているものでございますけれども主なものといましては、例えば過年度に受け入れられました国庫補助金の積算に伴いまして、受け入れ過ぎたものを返納するものや、過去に国庫補助金を受けまして、例えば公共事業を行ったものなどについて財産処分を行うことに伴いまして、残存年数に応じまして、所要の補助金を国に返還するというものもございます。こういったものが、返還として廃土敷地の処分などにかかるものでございますけれども、こういったものもござります。

すべてが会計検査等から指摘があった違法な不当な取り扱いというものよりも、積算に伴うものや、適当な手続きを経た財産処分に伴うものなどがこの国庫補助金返納金として諸費を使いまして、国に返還しているものになります。

**○田之上委員** お尋ねしたかったことは今後事業化に入っていくわけですが、執行残が出てくる場合が多い場合と、少ない場合があるわけですが、そうした場合に毎年、国庫返納金額はこれぐらい出ると理解すればよろしいんですか。

○陸川財政課長 今、委員から御指摘いただきましたように、各種補助金を申請いたしました、その実績に応じて使わない部分を返すという趣旨のものもござい  
ます。

それは、例えば入札差額によりまして実際の執行額が落ちたものなど、理由はあるかなと思いますけれども、年度によつてこのすべての国庫返納金というのは、いろいろな理由があるものですから、ばらつきがございまして、基本的には原課におきましては国庫補助金を有効活用いたしまして、補助金で可能な範囲、使い切れるよう執行していくという形で、それでもなお出てくるような執行残を国庫返納として返しているというものだと考えてございます。

○田之上委員 それでは、これはいろいろな事業を積み重ねて、千五百万円ということですね。

○陸川財政課長 そのとおりでございます。

「わかりました。結構です。」という者あり」

○藤崎委員 一点だけ、学事法制課長に聞き忘れました。

昨年度からずっと公文書管理委員会が動いておりますが、この管理運営費の中には委員を参集するための旅費等が入っている部分があるのかと認識しております。

公文書管理委員会を運営する中で、廃棄の可否を問う公文書について、これとこれとこれは廃棄していいでしょうかとお伺いを立てるのがそれぞれ委員に事前に渡されて、その宿題を果たしてきて、委員会に参加するという形に一部なっているのは把握しているんですが、渡されたリストは、千と言わない、二千と言わない膨大な一万件近い公文書のリストを事前に渡されて、それを自宅で宿題してくるという部分になっていたかと思えます。

作業自体が相当な時間を要するものであって、委員への交通費、日当等は、自宅に持ち帰った作業分の部分も見込まれて支給されているのかどうなのか、確認させてください。

○鶴田学事法制課長 公文書管理委員会の委員の謝金や旅費につきましては、あくまでその会議開催に伴う部分でございます。

○藤崎委員 開催日だけの部分であれば、持ち帰って作業していただきたいの部分に

ついては、何かこう、その労務に対するものを支弁しないと、なかなか今後のなり手というのは厳しいと思えます。

今の委員は志が高くて、それでもやってきますけども、やはり安定的な制度のためには、住宅で持ち帰って作業していただきたいの部分もしっかりと費用を見ないと、なかなか今後は厳しいのかなと思えますが、令和七年度はどうなっていますか。

○鶴田学事法制課長 令和七年度につきましても先ほど申し上げたような形で執行しているところでございます。

○藤崎委員 また質問します。以上です。

○小川委員 危機管理防災局の審査説明資料の六ページ、県の防災計画策定見直しに要した経費のところですけど、執行率が二八・八%どういったことなんでしょうか。

○山本危機管理課長 鹿児島県地域防災計画策定事業の執行率についてのご質問かと思えます。

この費用につきましては、県地域防災計画策定見直しに係る経費なんですけども、その中で、有識者会議を開催したときの委員報酬等も含まれております。

ただ今回、令和六年度においては、この地域防災計画の見直し自体を行っているんですけども、有識者を集めての会議というのは開催されなかったということとして、その会議に係る、有識者会議の方々の委員報酬については執行残という形で処理させていただいたという状況でございます。

○小川委員 有識者の方たちが集まったの協議っていうのは、なぜ執行されなかったんでしょうか。

○山本危機管理課長 過去においても専門的なところ、例えば、実際有識者会議を開催したのが限られてございまして、その必要性に応じてということなんです。

過去においては、平成二十五、二十六年頃頃の地域防災計画の中で、地震等災害被害予測調査を実施したときに、有識者会議を設置して置いております。

最近では、令和三年度に避難所運営マニュアルの改定を行う際に、関係する有識者の方々を集めての会議を開催しております、通常の地域防災計画の見直しにおいては、この防災会議、いろいろな関係機関団体等が集まって開催しています

この防災会議において検討しているという状況で、有識者会議、専門的な見を問うての手続きまで必要ないという判断で、会議については開催しなかったという状況でございます。

○小川委員 わかりました。

ということは予算化するときは、そこまで想定していなかったということなですか。

○山本危機管理課長 予算のときには、有識者会議を具体的に想定しているものではないんですけども実際その年度において、防災計画の見直しを進めていく中で、必要があればどうしても開催しないといけないというところですので、予算としては毎年度確保している状況でございます。

○小川委員 原子力防災対策事業、十六ページになりますけども。

原子力の防災対策に必要な資機材のところ、防災アプリを含む円滑化システムの保守点検などありますけど、この時点では、決算の時点ではもう防災アプリは不備が発生していたんでしょうか。

○岩元原子力安全対策課長 委員がおっしゃられたのは昨年度のアプリの不具合のお話だったと思いますけれども、こちらのシステムについては、運用をずっと続けておりましたその途中、八月だったと思いますが、アプリの不具合が生じたところがございます。

○小川委員 それの保守点検をいろいろと実施した上で、このように執行残が出たということですね。

○岩元原子力安全対策課長 こちらの執行残につきましては、システムの関係ではなくて、この中では原子力防災訓練の関係の執行残や、防災活動の資機材の執行残、防災講習会の執行残などが、こちらの執行残に入っております。システム関係のところは、おおむね執行されている状況でございます。

○小川委員 わかったような、わからないような感じなんですけども、一応防災アプリは、今は順調ということで理解しています。

それから、審査説明資料十七ページの原子力発電広報・調査等事業。県民への情報提供など、原子力発電の広報・調査等に要した経費ということで、不用額は原子力発電広報・調査等事業に係る関係市への交付金等の執行残とありますけ

ど、これを具体的に教えてください。

○岩元原子力安全対策課長 原子力発電広報・調査等事業の執行不用額でございますけれども、こちらにつきましては、原発の所在市である薩摩川内市とその周辺のいちき串木野市や、阿久根市などにおける広報の調査、それぞれ例えば現地の視察に行かれたり、薩摩川内市であれば広報誌を作られたり、そういったものへの交付金の事業がここに入っているんですけども、薩摩川内市などにおいて、実際予定していた国内の調査を実施ができなかったなど、そういったことに伴いまして、交付金の不用額が生じたところでございまして、それが、不用額のところに計上されているところということでございます。

○小川委員 これは事故がないときも、とても大事な事業だと思います。

今おっしゃったようにいちき串木野市など周辺で九市町もあるわけですよ。ですので、こういうのを執行残が出ないように、しっかりと調査等は行っていたように要望いたしておきます。

それから、県の原子力安全避難計画と、防災専門委員会の運営に要した経費もまた、旅費などの執行残が出ているんですけど、これは執行率四五・五％と非常に少ないんですけど、これはどのように受けとめたらよろしいでしょうか。

○岩元原子力安全対策課長 こちらの原子力専門委員会の運営事業ですけれども、予算についてはおおむね三回程度の予算を計上していたところでございます。今年度開催するに当たりまして、実際には二回だったんですけども、開催が二回になったことによる委員の報償費の減、また、出席された委員の方も、現地に来られずリモートで出席されるなどしましたので、そういったところに伴います委員の旅費の減、そういったもの等がありました。執行残が生じているところでございます。以上です。

○小川委員 事情はわかりました。

そして、原子力発電所の緊急緊急時安全対策事業というのがあるんですけど、防災訓練なども入るんですか。

○岩元原子力安全対策課長 原子力防災訓練の事業につきましては、防災費の中の原子力防災対策事業に含まれております。

今委員がおっしゃられました、原子力発電所緊急時対策事業というのは、国と

県とオフサイトセンター、それから各市町を結ぶ通信連絡設備の保守点検や維持・管理の経費でございます。以上です。

○小川委員 ありがとうございます。

ということは先ほど私が、原子力防災アプリのことをお尋ねした項目に入っていることですよ。

ということ、お尋ねしたいんですけど、このときの訓練においても三十キロメートル圏内での課題としてこれは取り組んでいるんですよ。

○岩元原子力安全対策課長 委員がおっしゃられるとおり、訓練自体が三十キロメートル圏内の九市町の方々の訓練が含まれているところでございます。

○小川委員 九市町というのはわかるのですが、このときの訓練では、四千八百人が参加されたということですよ。

○岩元原子力安全対策課長 昨年度の原子力防災訓練ですけれども、委員おっしゃられるとおり、四千八百二十名の方が参加されたところです。こちらの参加人数は要員や実際参加された住民の方々を含めたトータルの人数でございます。

○小川委員 私が決算のこの項目で何を申し上げたいかといいますと、この原子力の訓練は、三十キロメートル圏内の九市町だけでいいのかなとずっと思っているものから。

鹿児島県民全体の課題として取り組むべきではないのかなと思うんですね。

複合災害などもあって、今南海トラフの問題なども出てきていますので、今後そのようなことを入れていただきたいなと思うんですが。

○岩元原子力安全対策課長 原子力の防災訓練や実際住民避難などといったことになるのは三十キロメートル圏の方々になってくるんですけども、当然のことながら県民への周知広報というのは三十キロメートル圏内外にかかわらず必要だと考えております。

こちらの広報調査の事業の中で、原子力だよりなどを年三回発行しております。UPZの方々には全世帯送っておりますが、県内の全市町村などにも配布させていただいております。周知広報等も図っているところでございますので、県民の方々には、そういった原子力の防災関係の周知広報等はこれからも続けて参りたいと考えております。以上です。

○小川委員 その周知広報という点は前から存じ上げておりますけれども、私も防災訓練のときに、郡山などでずっと聞き取りを行なったりしてらるんですけども、これ鹿児島市の端っこですね、三十キロメートル圏内の。そんなときに、サインが鳴りますよね。発災しましたということ。そのとき鹿児島市街地側はもう、知らないという感じでその音が届かないわけですよ。

その辺をどう考えますか。

○岩元原子力安全対策課長 原子力防災訓練のときの行政機関からの情報連絡については、郡山のみにするということは、鹿児島市と話しまして鹿児島市が、そういう形で防災行政無線を流されるということで決められたものであります。訓練の中では、そのような取り扱いをしていると承知しております。

○小川委員 この防災訓練の中で私が申し上げたかったのは、やはり、鹿児島県としては三十キロメートル圏内の九市町ですので、そうでなくて、鹿児島県下で受け入れる側もいるし一緒に逃げなきゃいけないかもしれないので受け入れて欲しいなということで、この予算で執行残があるのであれば、そういったことにも目を向けていただきたいなというのと、一昨日、玄海原発での訓練では三万五千人、鹿児島は四千八百人ですので、この決算で執行残が出るのはもったいないなと思ったものですので、お尋ねしてみました。以上です。ありがとうございます。

○柳 委員 あと一点お願いします。審査説明資料は六ページ、人事課になりますが、総務費のところ、きらめき職員・職場づくり事業というのがありますが、これの目的をまず教えてください。

○又木人事課長 職員派遣の関係でございます。

目的といたしましては、やはり派遣いたしますことを通じて、職員の育成を図りたいということでございまして、行財政運営指針では、令和四年三月に策定いたしました指針の中でも民間企業等との人事交流を推進するというところで方針を明記しております。

やはり県庁外での刺激を受けたりすることが、創造性を働かせたり柔軟な政策課題に対応できる職員を育成する上では、非常に重要だと考えておりまして、民間の視点やノウハウ、そういったことを学びながら、政策の企画立案に生かして

いく意味で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○柳 委員 不用額が八百四十四万円余りあるんですけれども、これ旅費等の執行残にしては、大きいなと思ったもんですから、今御説明いただいた目的、何のためにこの事業をするのかということをお伺いしたんですけれども、おっしゃるとおり、県庁職員の皆さん方には本当に外との交流というのは非常に重要だと思っております。

以前、伊藤知事の県政のときに、海外派遣というお話がありました。上海だったんですけれども。私はあの事業は非常にいい事業だと思っていたんです。パスポートを持ってらっしゃらない県庁職員もたくさんいらっしゃるのではないかなと思うんですね。

そういったことを考えてやはり、外からこの日本を見る鹿児島を見るっていう、この視点を、ぜひ職員の皆さんにも持っていたきたいと常日頃から思っております。

そういうときに、きらめき職員と非常にネーミングも非常に面白いネーミングの事業だと思ったんですけれども、こういう事業を通して職員の皆さんが県庁内だけでお仕事をされるのではなくて、いろいろな外部の方々との交流の中で、また新たな視点も生まれる、そういうことも期待されるような事業ですので、この執行残、不用額はもつたないなと思うんですが、この不用額の中身について教えてください。

○又木人事課長 先ほどは、この事業の中の派遣事業のみを申し上げたところでございますが、この事業を構成するものとしたしましては、先ほど申し上げた職員の派遣事業の他に、職員研修として研修所などといったところで行っている事業なども含んでおります。それらを合算した旅費等の不用額が八百万円ということ、職員研修事業等で二百五十万円、あるいは組織力向上研修というのもやっておりますけど、そういったことで百七万円ぐらい出ております、海外研修派遣をしたりする職員の旅費や民間企業等に派遣する職員の旅費等については、五百万円ぐらいといった内訳になってございます。以上でございます。

○柳 委員 海外研修も今おっしゃいましたよね。海外研修はどこの研修だったんでしょうか。

○又木人事課長 海外研修については、これが南京師範大学校などですね、あとクレアという団体がありますけれどもソウルやシンガポール、ここに派遣している職員の旅費でございます。以上でございます。

○柳 委員 ということは、執行残ですので、思うような海外研修がなかなか組まなかったということでしょうか。

○又木人事課長 思うような研修効果がなかったというよりは、その派遣先において、大体どのくらい研修費用がかかるか、また、いろいろな派遣先のシンガポールやソウルで現地の方々といういろいろ出張されたりすることもあるかと思えます。やはり必要に応じてというよりは、それを大きくくりで、大体これぐらいかかるだろうということ、ある程度見越してやっておりますけれども、事務の中で、それが結果的に生じなかった部分もどうしてもあります。例えばオンラインで実施するなどですね、そういったことで、職員の出張でございますのでどうしても見込めない部分がありますので、このような不用が生じているということでございます。

○柳 委員 せっかく予算計上したのであれば、可能な限り研修を行うと。オンラインというのもありますけれども、現地に行かないと、なかなか体験できないようなこともございますので、せっかく組まれた予算であれば、ぜひ執行していただきたかったなと思うんです。

また来年度においても、こういう事業は非常に職員の皆さんにとっても、それがまたひいては県民に県民サービスとして返ってくるわけですので、ぜひ継続して行っていたいただきたいですし、できる限り不用額が生じないような予算編成を組んでいたいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○又木人事課長 こちらの職員がシンガポールなどに赴いて、実際向こうで仕事をしているということは事実でございますし、これまでも長年続けてきたということでございます。

現地での活動費というのが旅費ということで、なかなかどうしても不要な場合ということもありますけれども、できるだけ現地でいろいろな土地の方々とお話しされたりということは、委員おっしゃるようになりますように貴重な経験かと思えますので、そういったことで必要な活動が行えるよう、我々も必要な旅費を組んで、また執

行できるように努力していきたいと思えます。以上でございます。

○柳 委員 ぜひよろしくお願ひします。

○永井委員長 他に質疑ありませんか。

他にないようですので、これで総務部及び危機管理防災局の審査を終わります。

明日は午前十時から総合政策部及び商工労働水産部の審査を行います。

本日の委員会はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後三時二十六分散会